

## 市長提出議案



## 一般会計補正予算(第5号)

台風第21号により被災された市民を支援するための予算や、浸水被害を受けた小中学校の改修等の予算として1億5099万円を計上。

## 被災者支援関連事業【2468万円】

## ○災害見舞金の追加支給【552万円】

床上浸水の被害にあわれた世帯に対する災害見舞金の支給額を5万円から7万円に引き上げ、1世帯あたり2万円を追加支給します。

## ○被災者生活復旧支援融資利子補助【500万円】

被災された市民が生活復旧のために市が指定する金融機関から融資を受けた際に、返済利子の全額を補助します(融資金額200万円以内)。

## ○浸水住宅排水処理費補助【1416万円】

浸水被害を受けたベタ基礎構造の住宅等について、床下の排水処理に対して補助金を交付します(3万円)。

## 学校施設復旧事業【1億2631万円】

浸水被害を受けた寺尾小学校および寺尾中学校について、教室の床などの改修工事を行います。寺尾中学校については、浸水により破損した備品も購入します。

## 市営住宅条例の一部改正

## ○改正の趣旨

市営住宅の入居者であって、認知症であるもの等の収入申告義務を緩和するため、川越市市営住宅条例の一部を改正しようとするものです。

## ○改正の内容

公営住宅法の一部改正により、入居者が認知症等で収入申告等が困難な事情にあると認めるときは、官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、家賃を定めることができることとしようとするものです。

## ○施行期日

公布の日としようとするものです。

## 農業委員会委員の任命

農業委員会委員が、平成30年2月7日をもって任期満了となるため、その後任者の任命につき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

34件の市長提出議案を審議しました。

各議案への質疑については、4～6ページを、討論は、7ページをご覧ください。

採決の結果は3ページの議決結果一覧表をご覧ください。

## 一般会計補正予算(第7号)

今後の水害に対する備えや、台風第21号により被害を受けた江川流域都市下水路や久保川などの本格的な復旧の予算として2億8850万円を計上。

## 水害対策関連事業【750万円】

## ○可搬式排水ポンプ

## および床下排水用ポンプの購入【500万円】

排水機能の強化を図るため、可搬式の排水ポンプを10台、地域への貸し出し用として、新たに床下排水用ポンプを10台購入します。

## ○土のうステーションの設置【250万円】

家屋等への浸水被害を市民が自主的に警戒、防止するため、1基あたり土のう100袋を収納できる土のうステーション(簡易土のう置き場)を5基設置します。

## ○排水ポンプ車の導入

台風や集中豪雨などによる住宅地等の冠水被害の軽減や迅速な復旧活動を図るため、排水ポンプ車(1分間に最大30m<sup>3</sup>の排水能力)を1台購入します(債務負担行為※を設定)。

※「債務負担行為」とは、次年度以降の支出について、あらかじめその内容を予算の一部として定めておくものです。

## 土木施設復旧関連事業【2億8100万円】

## ○江川流域都市下水路の本復旧工事【2億円】

## ○久保川護岸の本復旧工事【1300万円】

このほか、被災した中島雨水ポンプ場の復旧修繕工事に係る上下水道局への負担金として6800万円を計上。